

# ファンダメンタルエデュケーションのカリキュラムと教育方法 ～ユネスコ事務局文書 19 を中心に～

笹原 英史\*

## A Study on the Curriculum and the Method of Fundamental Education

Hidefumi SASAHARA\*

*Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University,  
Ishinomaki 986-8580, Japan*

### はじめに

筆者の現在の大きな研究課題は、ユネスコ教育政策の目玉ともいえるファンダメンタルエデュケーション、とくにそのカリキュラムと教育内容がいかに、決定され、実施されたかを明らかにすることである。そのためには、政策の立案・実施に関与した「ファンダメンタルエデュケーションの専門家会議<sup>1)</sup>」(the Meeting of Experts on Fundamental Education)の実態と意義を明確化しなければならない。同時に、同会議とともにその政策立案から実施にいたるまでの過程に一貫して携わったハクスリー(J.S. Huxley)ら事務局サイドの果たした役割が明確にされなければならない。

これまでの検討によれば、この専門家会議は後のファンダメンタルエデュケーション政策の決定と実施にもっとも大きな役割を果たした重要な会議であったが、その意思決定には専門家らの見識だけでなく、オブザーバーとして出席した執行委員会委員ららの見解と思惑も影響を及ぼした。またハクスリーをはじめ、『ファンダメンタルエデュケーション』の編者であり教育セクションのコンサルタントであったH. Holmesの退職後、同役職を引き継いだJ. Lauwerys(上記著書の寄稿者でもあった)、事務局の専従担当ともいえるアシスタントJ. Bowersらの個人的な思想や意向も大きく反映していた。

前稿では、同会議の出席者と議題、とくに事務局長ハクスリーのステートメント、なかでも重要な議題であったファンダメンタルエデュケーションの目的の定義、その目的と密接に関連するカリ

キュラムなどについて、上述の視点から考察を進めてきた<sup>2)</sup>。本稿では、これまで考察の対象としてきた内容を総括したうえで、同会議の審議のなかで取り扱われたファンダメンタルエデュケーションに関する「総合的な課題」(general problems)と題された事務局文書19<sup>3)</sup>の内容と特質について検討する。この文書は、会議での議論におけるカリキュラムと教育内容決定の基本的方向性を定めたものと考えられるからである。同時に、ハクスリーをはじめとした事務局スタッフが、みずからの思想や見識を率直に問題提起の形で専門家や執行委員会委員に提示したもっとも重要な文書と考えるからである。本稿では、まずこの文書19の内容の詳細を分析することによって、政策実施に関わるさまざまな観点についての事務局の問題意識と見解を明らかにする。その後、事務局による問題提起や提案された具体的なカリキュラムと教育方法などに関わる諸点に関していかなる議論が行われ、彼らの企図が専門家らの見識と相まってどのような意思が形成され、具現化に向かったのかを検討しなければならない。

### 1 専門家会議の議事と事務局文書 19

この会議の出席者や議題などの全体的概要についてはすでに述べたが、再度ここで議題を確認するならば、それは「1事務局長のステートメント、2総会以降に実施された作業の報告、3ファンダメンタルエデュケーションへのアプローチに関する総合的な議論(「ファンダメンタルエデュケーション」の5章に示された活動方針の検討を含む)、41947年の作業計画の履行状況、5中国

\*石巻専修大学人間学部人間教育学科

での研究会議、6 ハイチでのパイロットプロジェクト、7 アフリカでの作業、8 アマゾンプロジェクトへの参加、9 パネルと専門のアドバイザーの作業方法、10 関連する組織との関係、11 研究すべき特殊な技術的問題の範囲・研究の方法、12 専門家が本会議に提出した文書の検討、13 以後の活動、とくに1948年の活動のための提案、14 その他」の全十四項目であった。このなかで、これまでの考察で対象としてきたのは、1 事務局長ステートメントと議題1と2のなかで扱われたもっとも根本的かつ重要な課題であったファンダメンタルエデュケーションの目的と定義についてである。

議題との関連性でいえば、本稿で考察の対象とする文書19は、上記の十四項目すべての議題に關係するといつてよい。同文書では、冒頭で次のように述べられている。「以下の不完全なリストは、事務局が着目してきた疑問や問題点を集めたものである。それは最初の草案であり、批判と修正のために提出するものである。最終版は専門家に、とくに現在計画されている研究会議に回覧されることになるだろう」。つまり、この文書は各議題の審議にあたって、その要点や論点を整理するための資料という性格を有した文書といえよう。文書中の「不完全な」、「草案」、「批判と修正のため」といった一連の表現は、事務局の辞令的な謙遜を表したものであると同時に、第1回総会以降はじめて開催される正式な専門家の会議にあたって、これまでの事務局の作業過程で生じた疑問や不明な点を率直に提示したがゆえのものと考えられる。上述したように、それは同時に事務局サイドの見識や意向を反映したものであるといふことができる。

文書19は、とりわけ上記の議題3とも密接な関わりをもっていた。「(ファンダメンタルエデュケーション)の5章に示された活動方針の検討を含む」という但し書きにある「5章」とは、その緊急性のゆえに第1回総会に先行して実施された教育プロジェクトの一つとして編集され、ファンダメンタルエデュケーション政策の基本方針を加盟国に公示するために第1回総会に提出された文書である。それは、ユネスコ準備委員会とハクスリー準備委員会事務局の大きな成果の一つとも

評価すべきものであった。しかし、これまで考察してきたように、この内容に関連して、ファンダメンタルエデュケーションの目的・方針にはじまって、カリキュラムや教育方法、実施の組織や予算まで、事務局として明確化し具体化しなければならない事項が山積していた。この文書19には、同会議で議題3を取り扱うなかで、専門家らの活発な議論と積極的な支援のもとに、政策実施にともなう事務局としての疑問と不明瞭な点を明確化したいという切実な期待を看取できる。これは、事務局文書28で掲げられた同会議の「総合的な目的」の一つでもあり、事務局長ステートメントでも言及されているところから、文書19に盛り込まれた諸点の明確化が事務局の最重要課題であったことがうかがえる。

## 2 事務局文書19の内容

文書は、全7章61項目 - 「I 目的と方法」(6項目)、「II 国際的な観点」(4項目)、「III 組織と管理」(10項目)、「IV 社会的・経済的要因」(6項目)、「V 言語の問題」(7項目)、「VI リーディング教材と図書館」(10項目)、「VII 新しいメディア」(18項目)から構成されている。章の構成と内容からすると、目的と方法、実施にあたって考慮しなければならないポイント、組織や管理上の問題点、政策を取り巻く要因、具体的な内容と方法の問題を取り扱っており、活動の前提となるような根本的な問題から、実施や運用上の細かな課題にいたるまで、きわめて多岐にわたっている。それぞれの項目の数からいうと、「新しい教育メディア」がもっとも多く、「リーディング教材と図書館」も比較的多くなっている。これは、事務局が新しい教育方法や教材、とくに教育に用いるメディアなどに大きな関心を寄せていたからであると考えられる。本稿では、項目IからIVの内容を取り扱うこととする。

Iでは、まず「1 どうすれば基礎教育の目的を、もっともうまく定義づけることができるのか。それぞれ異なる環境において、人々の福祉と幸福を増進するためには、どのような知識が求められるのか」と問いかけている。この問いを冒頭に掲げていることから、ファンダメンタルエデュケーションの目的を規定し、人類の「福祉と幸

福」を増進するために必要な教育内容を明確化することが、事務局にとっても重要かつ喫緊の課題であったことが伺えよう。このことは、これまでの考察の結果からも明らかであり、事務局ばかりでなく、専門家にとっても執行委員会にとっても、今回の会議の最重要課題の一つであったといえる。「それぞれ特異な環境において・・・どのような知識が求められるのか」という表現が重要であり、それはさまざまな制限からすべてに関与することができないユネスコの限界をふまえたものであって、ファンダメンタルエデュケーションが目標とし、内容とするいわば「最大公約数」的な知識・技能を明確化したいという願望の表出であると考えられる。それは、次の項目からもうかがい知ることができる。

「2 平和と安全を増進し維持するために、また国際的な善意と理解を進展させるために、特定の環境において、満たされるべき最低条件は何か」、さらに「3 近代世界のすべての住人が知っているべき言語、科学、衛生、国際問題などにおいて<ミニマムエッセンシャル>（例えば社会組織）」はあるのかという課題として提起されている。端的に表現すれば、ユネスコの本来的かつ固有の目的とは知識の普及や国際理解をとおして人類の平和と安全、福祉を増進することである。具体的な政策を実行する事務局としては、全人類に最低限必要な「知識」とは何か、具体的にその種類、内容、範囲、程度等を明らかにする必要がある。それがファンダメンタルエデュケーションの教育内容と方法を最終的に決定するからである。実際に同施策を実施し、顕著な効果を上げるよう求められた事務局が、ミニマムエッセンシャルすなわちカリキュラムと教育内容のコアをまず明らかにすべきであるという課題意識をもつのは当然といえる。また、このような意識の背景の一つには「ファンダメンタルエデュケーション」の定義を明確化することで、その目的と内容を明らかにし、ユネスコの活動を限定的に実施すべきであるとする執行委員会の一部の思惑があったと考えられる。

次に、「4 ファンダメンタルエデュケーションを推進する人々は、どの程度道徳的、精神的、宗教的、また市民的教育に関与すべきなのか」と問

いかけている。道徳的・精神的・宗教的・市民的教育への関与とは、加盟国の国民や民族の思想・信条、信仰や政治的立場に国際機関であるユネスコがどの程度関与することが許されるのか、それを明確にする必要があるという認識からであろう。これまで検討してきたように、準備委員会からの議論のなかでも、例えば政治的問題について、いわゆる「東西」対立の先鋭化の傾向が見られた。教育内容の政治的・宗教的中立性の観点から、事務局にとっても慎重に取り扱わざるをえない微妙な問題がプロジェクトに含まれていたと考えられるのである。

次に、ファンダメンタルエデュケーションにおいては「5 どれくらい、またどのような方法でインフォーマルな教育方法が利用されるべきなのか」という問題提起を行っている。「インフォーマルな」とは、当時西欧諸国の公的な教育機関で用いられていた既存の方法以外のもので、試行的な方法を意味すると考えられる。この表現だけでは、具体的にどの様な方法を念頭においているのか分からないが、ハクスリー事務局には基本的に効果的でさえあれば、さまざまな方法を検証し取り入れようとするプラグマティックな姿勢があった。ハクスリーは個人的にマスコミという新しいメディアの教育的功罪を明確にすべきであると考えていたが、前稿で考察した事務局長ステートメントのなかでも、専門家らに対しマスコミの教育メディアとしての有効性を検証する必要があると指摘していた点を想起すべきである。

最後に項目6で、そのキャンペーンにおいては「調べたり、意見を批判的に検証したり、協力する態度などをどの程度育てるべきなのか」という問題を提起している。上述の二項目は、西欧とそれ以外の国々との間に存在する社会的・文化的な価値の相反に対する事務局の配慮から提起されたものともいえる。例えば東アジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国などにおいて、西欧的な価値に立脚した教育内容や方法を一律に取り入れることは、思わぬ軋轢を生じる契機となるという危惧が存在した。また一方で、現地の健全な歴史的・社会的・文化的独自性を維持・発展させることは、ユネスコに課せられた義務であるという認識もあった。アフリカ諸国の教育制度改革などに関与

した経験のあるハクスリーや Bowers らにとつて、これはきわめて現実的な課題として認識されていたに違いない。同時に、ハクスリーのユネスコ観においては、国連専門機関であるユネスコが国際的なレベルでの文化的発展を目標とし、多様な芸術や文化における「統一」(unity-in-variety)と科学的知識の共通の「プール」(one single pool)を実現しなければならないとされていた<sup>4)</sup>。それが、次の項目における問題提起につながっていると考えられる。

IIは「国際的な」観点としてまとめられているが、そこではきわめて重要かつ根本的な問題提起が行われている。まず、「7全世界の人々のために、知識と概念の共通のストック (a common stock) を提供しようとするべきなのか」。「共通のストック」とは上述の「共通のプール」と同義であって、多くの批判にもかかわらず、事務局長ハクスリーがみずからの思想信条にもとづいて、準備委員会から首尾一貫して強く具現化を求めてきた理念であった。すなわちハクスリーには、人類が共通の知識・技能、価値観などを共有することこそが、政府間の取り決めにもとづく条約上の形式的な平和の維持よりも強力な手段であるという認識があったのである。ハクスリーばかりでなく、各種委員会や事務局にも同様の認識をもつ一派が存在した。別の一部からは、この姿勢は「理想主義」として批判されたが、事務局文書がこの点をあらためて問題提起している事実は、文書19を作成した人物を含め事務局長と思想信条を共有し、彼の強い意向を呈して文書起草にあたった人物が事務局にいたと考えられるのである。

次に項目8では、ファンダメンタルエデュケーションを「民族的な観点」からではなく「世界的な観点」からみたとき、この問題をどのように認識すべきかという問題提起が行われている。一国に存在する教育的な不完全や不平等が、世界全体にいかなる影響を及ぼすのか、ユネスコ憲章が掲げる目的からして、それはいかなる意味をもつのか、というユネスコそのものの存在意義とも関係する根源的な問題提起といえよう。これまでも指摘したように、この問いの背景にもハクスリー思想との密接な関係性が認められる<sup>5)</sup>。

また「9国際的な善意と人類の団結 (human

solidarity) を増進するために、ファンダメンタルエデュケーションをとおして何を、どのようになしうるのか」という問題提起をしている。この点に関連しては、一方で、加盟国の主権は絶対であって、主権国家の連合体に過ぎないユネスコが加盟国個々の主権を脅かすような条約を策定したり、活動を行ってはならないとする立場があった。この立場からすれば、どのような目的であろうと、教育活動を含め加盟国の内政に干渉してはならない。それは、憲章第1条の第3項に明記してあったが、ハクスリーらにはユネスコの権能としての教育諸政策を実施することで、間接的に内政に干渉することもやむをえない場合が存在するという認識があったといつてよい。一例をあげれば、ファンダメンタルエデュケーションの代表的な教育内容の一つである公民教育の教育内容として、民主主義社会の市民としての義務と権利を扱うことは、非民主主義的な国家や民族の民主化のプロセスを間接的ではあるが促進することになる。ユネスコ憲章の前文に表現された理想とは、「政府の政治的及び経済的取極のみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われなければならない<sup>6)</sup>」というものであった。あくまでも人民の文化・科学・教育における相互の団結にもとづく平和の維持、福祉の増進を実現するという、憲章にも掲げられたこの理念はハクスリーら事務局や一部の関係者に支持されていたといえる。

最後に、文書は次のような課題を提起する。想定される特定のプロジェクトや活動において、独自性を有する専門的な「10国連機関であるがゆえに、ユネスコはいかなる特別の貢献ができるのか」、さらに「ユネスコ憲章にリストアップされたもっとも重要で総合的な目的を考えると、ユネスコのプロジェクトは、いかなる特殊な関心をもつのか。どのようにしてプロジェクトは、憲章の目的に役立てばよいのか」。これらは、ユネスコ憲章の目的を達成するためにいかなるプロジェクトを実行すればよいのか、憲章との関連においてプロジェクトは何を対象とすべきか、逆に当該プロジェクトはどのようにしてユネスコ憲章の目

的に貢献するののかといった根本的な課題を提起するものである。これらの問いかけは、ユネスコが国際平和に貢献する政策を実施する実効性ある機関でなければならないという、組織のレゾンデートルにも関わる事務当局の強固な意思から発したものといえよう。その背景には国際連盟時代の知的協力委員会 IICI (The International Institute for Intellectual Cooperation) の活動が不十分であり、第二次世界大戦を防止しえなかったという批判的な認識があったと考える<sup>7)</sup>。

Ⅲでは、「組織と管理」についての諸課題を提示する。まず、「11 特殊事情を考慮して、ファンダメンタルエデュケーションをどのように組織すべきか」という問題提起を行っている。それは、ディレクター (director) とスーパーバイザー (supervisor)、そして教師ら、それぞれの場合においてである。加えて、「どのような建物や設備が必要か」ということも問題である。設置者、監督者、教師という立場によって組織と管理の方法は異なっていたであろうが、ファンダメンタルエデュケーションを実施する際には、当事国の個別の事情に配慮しなければならなかった状況がうかがえる。

次に、実施にあたって「12 いかにして人々の一般的な興味を引きつけるか」、さらに「どの程度、財政面やその他の面で地方の支援に頼ることができるか」、「13 どのような手段で、政府組織の仕事とボランティア組織の仕事を調整するか」ということも重大な問題として提起されている。ファンダメンタルエデュケーションは、その性質上、世界各地において一律に同じ目標、内容、方法で実施できるというものではなかった。社会の成熟や産業の発展の状況、加盟国の意欲によっては、人々をそれに導入する適切なインセンティブや財政的援助が必要であり、事務局にはその具体的な方策を確立する必要性があったことがうかがえる。また、項目 13 に関して一例を上げるならば、場所によってはミッションなどの団体が、19 世紀初頭から宗教教義の教授を前提とした識字教育などを行っていた。ハクスリーみずからも、20 世紀初頭におけるアフリカでの体験をもとに、現地の行政府やミッションの活動の功罪を指摘している<sup>8)</sup>。このような貴重な経験から、両者の調整

がきわめて困難をとまなうものであることは容易に予想できたであろう。

次に、文書は「14 大人の教育のための準備品 (provision) と子供用のものをいかにうまく結びつけるか。両者に同じ建物を使うのか」、「15 半識字者やあらたに識字者になったものを継続的に教育するため、いかなる公的活動が行われるべきか」という問題を提起している。前者は、教材というよりも設備備品についての問題であるが、ファンダメンタルエデュケーションは初等教育から成人教育までを扱うべきとのハクスリーら事務局の認識にもとづいて、このような提起が行われたと考えられる。後者の課題については、他にもさまざまな場所で議論の対象となっているが、委員会や事務局には識字教育によって生まれる新たな識字者や半識字者に対し、継続的に知識・技能の啓発を行うためにはどのような教育的対応が必要かという問題意識があった。次項でも、関連する問題を提起しているが、この背景には、ファンダメンタルエデュケーションが単なる識字教育であってはならないというハクスリーらの見解が強く影響していると考えられる。これは、ナチスドイツや帝国主義時代の日本のように、識字者の多い国々が必ずしも世界の平和と安全に貢献しなかったという歴史的事実から、識字教育よりもその後の平和主義的で民主主義的な継続的教育こそが重要であるという見識にもとづくものといえる。

加えて「16 いかなる統計が収集され、それをどのように提示すべきか」、「17 (識字者) の定義にいかなる基準を用いるべきか」と問うている。まず、根本的に識字者と非識字者をどのように規定するか、すなわち「識字者」の定義が、重大な問題であった。それは、政策を実施する前提でもあったし、とくにその教育内容とも密接に関わる問題であったからである。

最後に、「18 ファンダメンタルエデュケーションとの関連性で、何らかの調査を用いるべきか」、教材や教授のコスト、誰が基金を提供するかなどについて「19 いかなる財政的情報を収集すべきか」、「地方の環境」を考慮して「20 必要な財源はどのようにすればもっとうまく提供されるか」という問題を提起している。前者の調査とは、項目 19 や 20 の財政的情報や財源の諸問題に

関する調査と考えられる。準備委員会から第1回総会までの間、ユネスコ政策の財源の問題はもっとも大きな議題の一つであったといえる。一旦決定したプロジェクトを修正せざるをえないほど財政が逼迫していた当時、ユネスコの直轄事業でなければ、当然のことながら、コストは当事国や何らかの基金が拠出しなければならなかった。それが明確になっていない限り、政策を開始できなかった状況をうかがい知ることができる。

IVでは、「社会的・経済的要因」に言及しているが、「21 異なる環境で、どんな識字へのインセンティブを見い出すか」、「23 読み書きできる人には、どのようなメリットが生じるのか（見識が広まる、新しい概念を受容できる、政府機関でのポジション、職場での昇進、旅行など）」「24 非識字者には、どのような特別の不利益がかかるのか（特定の職務や地位へ進めない、経済的な面で機会を欠く、他者からの侮蔑）」と述べている。項目21の問いは上述の項目12と同様のものであるが、「異なる環境」が問題であった。国や、同じ国でも地域によって教育の普及や識字に対する意欲がまったく異なる状況下、一般の人々の関心を高めるにはいったいどのような方法が有効なのか、事務局にとってのきわめて素朴な疑問であったといえよう。明治期日本において近代学校教育制度が導入された際、初等教育において就学に対する督励政策が実施されたにもかかわらず、当初の就学率は著しく低迷した。これには、当時の経済的社会的状況が関係していたように、加盟国のなかには初等教育に対する経済的社会的要求が増大していく途上にある国も多かった。事務局は、このような国々において、国民をファンダメンタルエデュケーションに誘導するためにもっとも効果的な施策を、経験豊富な専門家の力を借りて実施しようとしていた。項目24の問いにあるように、その方策の一つとして、識字のメリットと非識字のデメリットを人々に理解させる方策を検討しようとしたのである。

次に、「22 さまざまなタイプのコミュニティで、読み書きはどの程度必要なのか（例えば友達への手紙、事業の経営、投票、出生や死亡の届け、身分証明書など）」、「25 機械技術の導入は、どのようにコミュニティの生活を刺激するか。識

字は、どの程度産業化の必須条件なのか」という問題を提起している。項目22は、前述した項目1、2、3の問題提起と通底しており、この明確化は事務局にとってもっとも大きな課題の一つであった。識字が産業化の必要条件かどうかは別として、教育史的に見れば、産業化の進展に付随して就学率が向上し、学校教育制度が発展したことは歴史的事実であった。特定の社会における識字の有用性や識字と産業化の関連性を、実態として明らかにすることはきわめて重要な研究課題であったといえよう。国家や国民の目をファンダメンタルエデュケーションに向けさせるには、このような歴史的事実と同時に現実に着目させる必要があったのである。これは項目23、24とも関わる課題であった。

また「26 新しい識字者に対して、どの程度、獲得した知識を維持し、それを増大しようと望むよう督励すべきか」としているが、これも項目15と同様の趣旨の問題提起である。その背景は上述のとおりである。

## おわりに

文書19に示されたI章からIV章までの26項目について内容を詳細に検討したが、問題を提起する形で陳述されている項目のなかには、事務局スタッフの経験に立脚した一定の見解や意向を背景にしているものが存在した。明らかに、ハクスリーの個人的思想や信条の強い影響を看取できるものもあった。また、先行経験に乏しいがゆえに、各分野で活躍する経験豊富な専門家や実務家らの示唆と実施結果のフィードバックに問題解決を期待せざるをえないようなものも多く含まれていた。

以上の諸課題は、その後の専門家や執行委員会委員との議論において、その性質や方向性を変容させていったものも多かったと推察される。次稿以降で、この点を詳細に検討する。さらに、文書19は引き続きV「言語の問題」、VI「リーディング教材（reading materials）と図書館」、VII「新しいメディア」といった教育の内容と方法に関連して、具体的で子細な問題提起を行っている。次稿では、まず、これらの項目の詳細な分析を行うこととする。

- 1) これまでの研究においては「基礎教育」という訳語を用いてきたが、この用語の内包と外延、政策そのものの目的、方針、内容などについて総会後もさまざまな機会において継続的に議論され、最終的な確定が行われていない点に鑑み、以降の研究においては「ファンダメンタルエデュケーション」を用いる。
- 2) 「「基礎教育の専門家会議」の概要」(石巻専修大学『研究紀要』第22号、2011年)、「「基礎教育の専門家会議」の議事について」(石巻専修大学『研究紀要』第23号、2012年)、「基礎教育の目的の定義について」(石巻専修大学『研究紀要』第25号、2014年)、「基礎研究の目的とカリキュラム」(石巻専修大学『研究紀要』第26号、2015年)
- 3) UNESCO/Educ./19/1947.
- 4) J.S. Huxley, *UNESCO: Its Purpose and Its Philosophy*, Public Affairs Press, 1947, p.17.
- 5) ハクスリーには、文化を進化させるにはそのレベルの上限を向上させると同時に、下限を上昇させることが必要であるとの認識があった。すなわち、継続的な人類の文化進化である文化的発展にとって、その下限を上昇させることに貢献するファンダメンタルエデュケーションこそ、きわめて重要な意義をもつものと考えられていたのである。
- 6) 日本国政府訳
- 7) 拙書『ハクスリーの思想と実践』(専修大学出版局、2006) 427 ページ。
- 8) 同上、82～84 ページ。

